

議第126号

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

高島市長 福井正明

---

高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年高島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 高島市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。